

地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会
(第8回・平成26年1月29日開催) 資料

事務局作成資料

資料1

4.6. 表示区分(財源関係)

○「中間とりまとめ」における記述

- こうした考え方の下、地方公共団体の行財政運営の特性をより正確に説明し、理解を得ていくためには、特に以下の情報について、説明していくことが必要である。このため、こうした情報を注記や別表等で示していくことについて、今後実務的な検討を更に進めていくことが求められる。
 - 経常的事業・投資的事業の財源等の状況
 - 固定資産等について、その総額の増減状況
 - 将来の負担となる公債について、それが資産形成に充当されたものであるか否かの区分
 - 公債について、地方交付税措置がされているものか否かの区分
- 特に基準モデルでは、地方公共団体の行財政運営の特性を踏まえ、純資産変動計算書において、①経常的事業と投資的事業を合わせた財源・資源配分の状況を網羅性・一覧性をもって示すこと、②現役世代と将来世代の受益と負担の関係を示すこと、③フロー・ストック双方の要因からの純資産の変動を示すこと、④固定資産・長期金融資産の総額の増減状況を示すこと、を重視している。
- このように財源仕訳を行うことについては、全ての地方公共団体に適用すべき基準を設定するという観点からは、複雑で導入しにくいという意見もあることから、その意義を踏まえた上で実務的な負担の軽減や理解のしやすさという観点から見直すこととし、財源等の情報を注記や別表等で代替して表示するなど実務的に簡素で、かつ、平易で理解しやすい方法とすべきである。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
<p>【基準モデル】</p> <p>58. 純資産変動計算書は、損益勘定で処理されないすべての取引事象、すなわち、当該会計期間中の純資産及びその内部構成の変動を対象とする。かかる純資産及びその内部構成の変動は、当期に費消可能な資源の流出入であるか、資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の流出入であるかという発生形態の別によって、「財源」と「資産形成充当財源」とに大きく二分される。</p> <p>59. まず、「財源」の調達・使途とは、当該会計期間中の純資産及びその内部構成の変動であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として当期に費消可能な資源の流出入をいう。具体的には、収益の定義に該当しない税収や資本移転収入の他、費用の定義に該当しない資本的支出等に関連する資源の流出入がこれに当たる（第52段落、第54段落及び第55段落参照）。</p> <p>60. なお、公債発行による資金調達については、「財源」の調達から除外される。なぜなら、公債の発行は、将来の償還を要するという意味で、将来の財源の使途を現時点で拘</p>	<p>【改訂モデル】</p> <p>1. 公共資産等整備国県補助金等</p> <p>328. 昭和44年度からN年度までの普通建設事業費（他団体等に対する補助金を除く）に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額と、貸付金など普通建設事業費以外の資産形成に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額との合計額とする。</p> <p>329. 普通建設事業費（用地取得費を除く）に充てられた国庫支出金及び県支出金は償却を行うものとする。</p> <p>330. 他団体等に対する補助金に充てられた国庫支出金及び県支出金の金額が不明な場合は、決算統計表上の区分ごとに、その団体で行うものと補助金・負担金とに、歳出額の比で按分する方法等により算出するものとする。</p> <p>2. 公共資産等整備一般財源等</p> <p>331. 「公共資産合計+投資等合計（ただし、退職手当目的基金など公共資産等の整備に充当されないことが明らかな特定目的基金及び退職手当組合積立金は除く）-（地方債+翌年度償還予定地方債）-長期未払金・物件の購入等</p>

東するものであり、あくまでも純資産を増加させる取引とは認められないからである。	一未払金のうち物件の購入等に係るもの一公共資産等整備財源・国県補助金等一資産評価差額」により算出された額とする。
61.これに対して、「資産形成充当財源」の変動とは、当該会計期間中の純資産及びその内部構成の変動であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の出入りをいう。換言すれば、資産形成充当財源とは、財源が使用されて固定資産などに転化したもの、すなわち財源が将来世代も利用可能な資産の形に変化したものと意味する。	332.上記算式における地方債には、災害復旧事業債、退職手当債、他団体等に対する補助金に充てられた地方債など、普通建設事業費、投資及び出資金、貸付金、積立金、基金に対する繰出金のいずれの財源にもならないものは含めないものとする。なお、減税補てん債、臨時財政対策債は普通建設事業費に充てられた金額が明らかでないため、その全額を含めないものとする。
62.損益外純資産減少原因とは、①当該会計期間中における資産の流出もしくは減損、または負債の発生の形による経済的便益またはサービス提供能力の減少をもたらすものであって、②損益勘定を経由しない純資産（またはその内部構成）の減少原因をいう。損益外純資産減少原因は、その発生形態の別によって、「財源の使途」、「資産形成充当財源の減少」及び「その他の純資産の減少」に細分類される。	333.他団体等に対する補助金に充てられた地方債の金額が不明な場合は、合理的に推計するものとする。推計方法の例としては以下の方法が考えられる。
63.「財源の使途」とは、当該会計期間中における財源の減少であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として当期に費消可能な資源の流出をいう。具体的には、純経常費用（行政コスト計算書の収支戻）への財源措置、固定資産形成、長期金融資産（貸付金・出資金等）への資本的支出に関連する財源の流出等を指す。	(1)他団体等に対する補助金に充てられた国庫支出金及び県支出金の推計方法と同様の方法により、「自団体公共資産等整備財源分の地方債残高」と「他団体公共資産整備財源分の地方債残高」を一旦推計する。
64.「資産形成充当財源の減少」とは、当該会計期間中における資産形成充当財源の減少であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の流出をいう。会計処理上は、資産形成に充当された資産見返勘定を減少させる取引を意味する。具体的には、減価償却・直接資本減耗や除売却による固定資産減少額、償還による長期金融資産減少額及び再評価損等を指す。	(2)しかし、当該推計額は、公共資産等の減価償却と比例して地方債残高が減少したと仮定して計算した金額となつており、るべき地方債残高と異なるため、以下の調整を行う。
65.「その他の純資産の減少」は、上記「財源の使途」または「資産形成充当財源の減少」、に該当しない損益外での純資産の減少を意味する。	①N 年度末地方債残高について、下記の a、b、c、d を把握する。 a : N 年度末における上記推計による「自団体公共資産等整備財源分の地方債残高」
66.損益外純資産増加原因とは、①当該会計期間中における資産の流入もしくは増価、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加をもたらすものであって、②損益勘定を経由しない純資産（またはその内部構成）の増加原因をいう。損益外の純資産増加は、その発生形態の別によって、「財源の調達」、「資産形成充当財源の増加」及び「その他の純資産の増加」に細分類される。	b : N 年度末における上記推計による「他団体公共資産整備財源分の地方債残高」
67.「財源の調達」とは、当該会計期間中における財源の増加であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として資金収入を伴う当期に費消可能な資源の流入をいう。具体的には、主権者としての住民からの拠出である税収の他、国庫支出金等の受入のうち、資本移転収入（経常費用に対応する経常移転収入に該当しない場合）が含まれる。また、固定資産の売却収入（元本分）や長期金融資産（貸付金・出資金等）の償還収入（元本分）も、当期に費消可能な資金収入を伴うことから、これに該当する。	c : N 年度末における、普通建設事業費、投資及び出資金、貸付金、積立金、基金に対する繰出金のいずれの財源にもならない地方債（他団体公共資産整備財源分の地方債を除く）の残高
68.なお、既に述べたように（第 60 段落）、公債発行等（負債）による資金調達は、将来の償還を要するという意味で、将来の財源の使途を現時点で拘束するものであり、あくまでも純資産を増加させる取引とは認められないことから、「財源の調達」には該当しないことに留意すべきである。	d : N 年度末におけるすべての地方債の実際残高 ②N 年度末における調整後の「自団体公共資産等整備財源分の地方債残高」: $A = a \div (a + b) \times (d - c)$
69.「資産形成充当財源の増加」とは、当該会計期間中に	N 年度末における調整後の「他団体公共資産等整備財源分の地方債残高」: $B = b \div (a + b) \times (d - c)$

における資産形成充当財源の増加であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として、資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の流入をいう。会計処理上は、資産形成に充当された資産見返勘定を増加させる取引を意味する。具体的には、固定資産形成相当額、長期金融資産（貸付金・出資金等）増加額及び再評価益等を指す。

70.「その他の純資産の増加」は、上記「財源の調達」または「資産形成充当財源の増加」に該当しない損益外での純資産の増加を意味する。

189.純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（損益外純資産減少原因・損益外純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成する。

190.純資産変動計算書は、様式第3号により記載する。なお、各地方公共団体に固有の損益外純資産減少原因・損益外純資産増加原因については、適宜、表示科目を追加する。

191.純資産変動計算書は、「財源変動の部」、「資産形成充当財源変動の部」及び「その他の純資産変動の部」に区分して表示する。

192.財源変動の部、資産形成充当財源変動の部及び他の純資産変動の部においては、それぞれ「損益外純資産減少原因」（第62段落）及び「損益外純資産増加原因」（第66段落）に分類した上で、その形態を表す科目によって総額で表示する。

193.純資産変動計算書上、財源合計（貸借対照表に連動する残高）については、その調達源泉の違いに基づき、さらに「財源余剰」と「未実現財源消費」に分類して表示することが可能である。すなわち、財源余剰は、現実に純資産の増加を伴う税収等を調達源泉とする財源の合計（残高）を意味する。他方、未実現財源消費とは、純資産の増加を伴わない公債発行等によって調達した資金、換言すれば、将来の税収等という基準日時点では未実現の財源を消費する金額の合計（残高）を意味する。

194.純資産変動計算書上、資産形成充当財源合計（貸借対照表に連動する残高）については、対応する資産の種類に応じて、さらに「固定資産」、「長期金融資産」及び「評価・換算差額等」に分類して表示することが可能である。

195.財源変動の部の純経常費用への財源措置は、行政コスト計算書の收支戻である純経常費用（純行政コスト）と連動する。また、純資産変動計算書の各表示区分（財源変動の部、資産形成充当財源変動の部及び他の純資産変動の部）の收支戻は、貸借対照表の資産の部の各表示区分（財源、資産形成充当財源及び他の純資産）と連動する。

196.財源変動の部は、「財源の使途」及び「財源の調達」に分類して表示する。

197.財源の使途は、「純経常費用への財源措置」、「固定資産形成への財源措置」、「長期金融資産への財源措置」及び「その他の財源の使途」に分類して表示する。

198.純経常費用への財源措置は、行政コスト計算書で計算された純経常費用（純行政コスト）に支出（または支出が確定）した金額をいう。

199.固定資産形成への財源措置は、事業用資産・インフラ資産の形成のために支出（または支出が確定）した金額及びインフラ資産にかかる直接資本減耗の金額をいう。

200.長期金融資産への財源措置は、新たな長期金融資産（貸付金・出資金等）のために支出した金額をいう。

201. その他の財源の使途は、上記純経常費用への財源措置、固定資産形成への財源措置及び長期金融資産への財源措置以外の財源の使途をいう。具体的には、減債基金への積立等を含む。
202. 財源の調達は、「税収」、「資本移転収入」及び「その他の財源の調達」に分類して表示する。
203. 税収は、個人所得課税、法人所得課税等をいう。
204. 資本移転収入は、国庫支出金等の受入のうち、地方公共団体の活動に伴う経常費用に対応しない移転収入（経常移転収入に該当しない場合）をいう。
205. その他の財源の調達は、上記税収及び資本移転収入以外の財源の調達をいう。具体的には、固定資産売却収入（元本分）や長期金融資産償還収入（元本分）、自己金融効果を伴う減債償却費・直接資本減耗相当額等を含む。
206. 資産形成充当財源変動の部は、「固定資産の変動」、「長期金融資産の変動」及び「評価・換算差額等の変動」に分類して表示する。
207. 固定資産の変動は、「固定資産の減少」及び「固定資産の増加」に分類して表示する。
208. 固定資産の減少は、事業用資産の減価償却費相当額、インフラ資産の直接資本減耗相当額及び固定資産の除売却金額から構成される。このうち事業用資産の減価償却費相当額及びインフラ資産の直接資本減耗相当額は、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額を計上する。
209. 固定資産の増加は、固定資産形成及び無償所管換等（受入）による保有資産の増加額をいう。このうち固定資産形成は、事業用資産・インフラ資産の形成のために支出（または支出が確定）した金額をいい、原則として財源の使途における固定資産形成への財源措置の金額と一致する。
210. 長期金融資産の変動は、「長期金融資産の減少」及び「長期金融資産の増加」に分類して表示する。
211. 長期金融資産の減少は、貸付金等の償還、出資金の引揚げ、有価証券の売却等による減少金額をいう。
212. 長期金融資産の増加は、新たな長期金融資産（貸付金・出資金等）のために支出した金額をいい、原則として財源の使途における長期金融資産への財源措置の金額と一致する。
213. 評価・換算差額等の変動は、「評価・換算差額等の減少」及び「評価・換算差額等の増加」に分類して表示する。
214. 評価・換算差額等の減少は、資産の再評価損や有価証券の評価差額等による減価金額をいう。
215. 評価・換算差額等の増加は、資産の再評価益や有価証券の評価差額等による増価金額をいう。
216. その他の純資産変動の部は、「その他の純資産の減少」及び「その他の純資産の増加」に分類して表示する。
217. その他の純資産の減少は、上記財源の使途または資産形成充当財源の減少に該当しない損益外の純資産減少金額をいう。
218. その他の純資産の増加は、上記財源の調達または資産形成充当財源の増加に該当しない損益外の純資産増加金額をいう。

○課題・論点

- ・現行の取扱いや「中間とりまとめ」、「9.財務書類の体系」を踏まえ、経常的事業・投資的事業の財源内訳について、どのように表示するか。

○論点整理の考え方

- ・財源内訳の取扱いについては、「中間とりまとめ」において、①経常的事業・投資的事業の財源等の状況については別表や注記で説明していくことが必要、②財源仕訳は、その意義を踏まえた上で実務的な負担の軽減や理解のしやすさという観点から見直すこととし、財源等の情報を注記や別表等で代替して表示するなど実務的に簡素で、かつ、平易で理解しやすい方法とすべき、とされていることを踏まえ、別表又は注記等で表示とすることとしてはどうか。
- ・表示については、現行では本表で表示されており、その明細的な取扱いから、附属明細書で表示してはどうか。
- ・また、表示内容については、実務的な課題も踏まえ、別紙のとおりとしてはどうか。

○基準の方向性

- ・一会計期間中の経常的事業及び投資的事業の財源の状況を附属明細書で表示することとする。(別紙参照)

○留意点

- ・特になし。

財源情報に係る論点整理の方向性

- 財源情報については、①当該年度の固定資産の形成等にあたつてどのような財源を用いて整備したのかといったフロー情報及び②当該地方公共団体における資産(純資産)がどのようないくつか構成されているのかといったリスク情報の両者がある。
- このうち①については、当該年度の一般財源(税収等)を多く用いたのか、国庫補助金の活用を行つたのか等活用した財源の状況を明らかにすることにより、当該年度の財政運営の状況の評価につなげることができること。
- 一方で、②については、過去の資産形成等にどのような財源を多く用いてきたかということの傾向がわかるものの、これを評価・分析し、直接当該年度の財政運営につなげている例は聞かないところ。
- 実務負担の観点からは、①については、当該年度の決算情報等から把握することができるもの、②については、a.過去に取得した資産について、正確な財源情報がほとんど存在しないこと、b.台帳に資産毎の財源情報を一定の推計により割り付けて管理していくことに相応の事務負担が生じることと、c.個別の伝票情報を処理する担当課と財源を割り当てる担当課が異なり、財源の割り当ては決算調整の過程で大きく変動しうることと、等を踏まえると、情報の把握に係る実務負担が多大となる。
- こうしたことから、過去のものに係る財源内訳の把握と減価償却に係る財源内訳の算定については、有用性と実務負担の軽減から見合わることとし、財源情報に係る別表の構成案を下記(及び別紙)の3区分に見直すこととしてはどうか。
 - ・ その1:フロー情報のみ把握
 - ・ その2:過去のものは開始時未分析残高として一括処理し、新規のものはフロー情報のみ把握
 - ・ その3:過去の財源別累積決算額から資産の累積の財源構成割合を算出し、純資産の総額に乗じて残高を算出する

別紙

純資産変動計算書に係る附属明細書

【当年度の支出フローのみの財源情報の表示】

減価償却費等

(単位：百万円)

項目	金額	内訳		
		国県等補助金	地方債	税収等
純行政コスト	3,821	355	275	2,294
固定資産の増加	756	401	335	20
賃付金・基金等の増加	519	23		496
その他				
合計	5,096	779	610	2,810
				897

「【注記・附属明細書等】注記の取扱い」に係る検討

5.4. 重要な会計方針

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
<p>【基準モデル】 245.財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。</p> <p>①有価証券等評価基準及び評価方法 ②固定資産の減価償却・直接資本減耗の方法 ③棚卸資産の評価基準及び評価方法 ④繰延資産の処理方法 ⑤外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 ⑥引当金の計上基準及び算定方法 ⑦リース取引の処理方法 ⑧資金収支計算書における資金の範囲 ⑨その他財務書類作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>・特になし。</p>

○課題・論点

- ・現行の取扱いや重要性を踏まえた上で、本基準において変更があった内容を追記等してはどうか。

○論点整理の考え方

- ・原則として現行を踏まえた記載とするが、「17.有形固定資産の科目分類・評価基準」と「19.有形固定資産の計上基準」等の議論を踏まえ、有形固定資産及び無形固定資産の評価基準等についても注記したほうがよいのではないか。(特に、物品の計上基準については、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととしている。)
- ・なお、現行で記載している「棚卸資産の評価基準及び評価方法」及び「外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準」については、重要性を踏まえ、必要に応じて「その他財務書類作成のための基本となる重要な事項」で表示することとしてどうか。

○基準の方向性

・財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- ①固定資産の評価基準及び評価方法
- ②有価証券等の評価基準及び評価方法
- ③固定資産の減価償却の方法
- ④引当金の計上基準及び算定方法
- ⑤リース取引の処理方法
- ⑥資金収支計算書における資金の範囲
- ⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

○留意点

- ・特になし。

5.5. 会計方針の変更に関する記載

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
<p>【基準モデル】</p> <p>246.会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前段落による記載の次に記載しなければならない。</p> <p>①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容</p> <p>②表示方法を変更した場合には、その内容</p> <p>③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えていく影響の内容</p>	<p>・特になし。</p>

○課題・論点

- ・特になし。

○論点整理の考え方

- ・現行の取扱いを踏まえた記載としてはどうか。

○基準の方向性

- ・重要な会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければならない。
- ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容
- ②表示方法を変更した場合には、その内容
- ③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

○留意点

- ・特になし。

5 6. 重要な後発事象

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
<p>【基準モデル】 247.会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none">①主要な業務の改廃②組織・機構の大幅な変更③地方財政制度の大幅な改正④重大な災害等の発生⑤その他重要な後発事象	・特になし。

○課題・論点

- ・特になし。

○論点整理の考え方

- ・現行の取扱いを踏まえた記載としてはどうか。

○基準の方向性

- ・会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- ①主要な業務の改廃
- ②組織・機構の大幅な変更
- ③地方財政制度の大幅な改正
- ④重大な災害等の発生
- ⑤その他重要な後発事象

○留意点

- ・特になし。

57. 偶発債務

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
<p>【基準モデル】 248.会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。 ①保証債務及び損失補償債務負担の状況 ②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの ③その他主要な偶発債務</p>	<p>・特になし。</p>

○課題・論点

- ・特になし。

○論点整理の考え方

- ・現行の取扱いを踏まえることとするが、保証債務及び損失補償債務負担の状況については、「36.損失補償等引当金」を踏まえ、損失補償等債務の総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額と未計上額）を併せて注記する。

○基準の方向性

- ・会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。
①保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額と未計上額））
②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
③その他主要な偶発債務

○留意点

- ・特になし。

58. 追加情報

○「中間とりまとめ」における記述

- 特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
<p>【基準モデル】 249.財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。 ①出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨 ②利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 ③繰越事業に係る将来の支出予定額 ④その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項</p>	・特になし。

○課題・論点

- 現行の取扱いを踏まえた上で、本基準において変更があった内容を追記してはどうか。

○論点整理の考え方

- 現行の取扱いを踏まえた記載とするが、
 - 対象範囲（対象とする会計名）
 - 「6. 財務書類の作成単位」の議論を踏まえ、一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
 - 「8. 財務書類の表示単位(金額)」の議論を踏まえ、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨
 - 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）を併せて注記する。
- また、貸借対照表に係るものとして、
 - 「9. 財務書類の体系」の議論を踏まえ、純資産の内訳として、固定資産等形成分と余剰分（不足分）が表示されているが、固定資産等形成分において建設債（不足分の一部）が財源となっているものもあるため、当該内容について注記する。
 - 「21. 基金の評価基準」の議論を踏まえ、減債基金に係る積立不足の有無と不足額
 - 「30. 減価償却累計額の表示（直接法又は間接法）」の議論を踏まえ、減価償却に

について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別又は一括による減価償却累計額

- ⑧「39.売却可能資産」の議論を踏まえ、売却可能資産に係る資産科目別の金額とその範囲
- ⑨「40.リース資産」の議論を踏まえ、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
- ⑩「41.基金（基金借入の取扱い）」の議論を踏まえ、基金借入金の内訳
- ⑪「67.公債に係る地方交付税措置の区分」の議論を踏まえ、地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
- ⑫総務省方式改訂モデルで示している将来負担に関する情報（地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素）
また、資金収支計算書に係るものとして、
- ⑬「51.表示区分」の議論を踏まえ、重要な非資金取引
- ⑭「53.支払利息の表示箇所」の議論を踏まえ、基礎的財政収支
- ⑮「68.既存の決算情報と資金収支計算書の比較」の議論を踏まえ、普通会計を含む既存の決算情報との関連性
- ⑯「69.資金収支計算書における現金収支と発生主義による費用と財源の差額の比較」の議論を踏まえ、資金収支計算書の業務活動収支差額と純資産変動計算書の当期差額との差額の内訳
- ⑰「71.一時借入金に関する情報」の議論を踏まえ、一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額、実績額及び利子の金額を併せて注記する。

○基準の方向性

- ・財務書類の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。
 - 対象範囲（対象とする会計名）
 - 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
 - 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含む）及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨
 - 表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、かかる四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨
 - 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況
 - 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
 - 繰越事業に係る将来の支出予定額

- ◆その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - ・貸借対照表に係るものとして、
 - ◆純資産における固定資産等形成分の内容（地方債の充当額）
 - ◆減債基金に係る積立不足の有無と不足額
 - ◆減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別又は一括による減価償却累計額
 - ◆売却可能資産に係る資産科目別の金額とその範囲
 - ◆地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
 - ◆基金借入金の内訳
 - ◆地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
 - ◆将来負担に関する情報（地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素）
 - ・資金収支計算書に係るものとして、
 - ◆重要な非資金取引
 - ◆基礎的財政収支
 - ◆既存の決算情報との関連性（上記で示した「一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」は除く）
 - ◆資金収支計算書の業務活動収支差額と純資産変動計算書の当期差額との差額の内訳
 - ◆一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額、実績額及び利子の金額
- を併せて注記する。

○留意点

- ・上記のほか、「37.歳計外現金」及び「52.【資金収支計算書】資金の範囲」の議論を踏まえ、歳計外現金の支出総額、収入総額等について、資金収支計算書の欄外に注記する。
- ・「資金収支計算書の業務活動収支差額と純資産変動計算書の当期差額との差額の内訳」については、実証を行い、実務負担を踏まえた上で注記するかを整理する。
- ・「一時借入金の実績額」については、実務負担を踏まえた上で注記するかを整理する。

「【注記・附属明細書等】附属明細書の取扱い」に係る検討

59. 貸借対照表の内訳に関する明細

○ 「中間とりまとめ」における記述

・特になし。

○ 「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
<p>【基準モデル】</p> <p>79. 地方公共団体の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細表とする。</p> <p>90. 地方公共団体単体財務書類の附属明細表（様式第5号）において、普通会計及び公営事業会計の内部におけるそれぞれの会計区分を一覧併記するとともに、それらの総計（単純合算）及び純計（合算の上、内部取引を相殺消去したもの）を記載する。</p> <p>【改訂モデル】</p> <p>296. 財務書類の体系は貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4表とし、採用された主な会計方針や各科目に関連する注記、主要項目の内訳や増減を示す附属明細書を添付することとする。普通会計の財務書類様式は別添のとおりである。</p> <p>318. また、普通会計の将来的な財政負担についても、資産債務の管理に重要であることから、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書—普通会計の将来的な財政負担—（平成16年3月）」に基づき、その要約情報を注記するとともに、詳細情報を附属明細書に掲載することが必要と考える。</p>	<p>【基準モデル】</p> <p>41. 財務書類の様式は基準モデルの定めるところによる。なお、附属明細表の種類については、《別表A1 附属明細表の種類》にて一覧表として整理した。</p> <p>115. 資産債務整理簿、固定資産台帳、建設仮勘定台帳、仕訳帳作成の過程で整理した資産負債等の明細を基礎として、この段階における附属明細表及び注記を作成する。これらは、単体財務書類の附属明細表の一部を構成することとなる。</p> <p>125. 作成済の普通会計の附属明細表及び注記をベースとして、単体附属明細表及び連結附属明細表を作成する。</p> <p>【改訂モデル】</p> <p>235. 財務書類4表の整備を先行することが重要であるが、資産債務管理の観点からは、別表で示している附属明細書についても合わせて作成・開示を行うことが望ましい。</p> <p>305. 地方債のうち、特定の条件に合致した場合に支払金利が上昇するなど、特定の契約条項が付されたものについては、附属明細書（地方債明細表）にその概要を記載するものとする。</p> <p>349. 債務負担行為の相手先別内訳を附属明細書（債務負担行為明細表）に記載するものとする。</p>

○課題・論点

- ・基準モデルにおける貸借対照表に係る附属明細表の種類は、次のとおりとされている。

(1) 資産項目の明細

- ① 税等未収金の明細
- ② 未収金の明細
- ③ 貸付金の明細
- ④ その他の債権の種類
- ⑤ 有価証券の明細
 - 満期保有目的有価証券の増減の明細
 - 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細
 - 市場価格のある有価証券の時価等の明細
 - 市場価格のない有価証券(株式等)の純資産額等の明細
- ⑥ 出資金の明細
 - 出資金の増減の明細
 - 市場価格のある出資金の時価等の明細
 - 市場価格のない出資金の純資産額等の明細
- ⑦ 基金・積立金の明細
 - 基金・積立金の増減の明細
 - 基金・積立金の構成資産別の評価明細
- ⑧ その他の投資の明細
- ⑨ 固定資産の明細
 - 事業用資産
 - インフラ資産
- ⑩ 棚卸資産の明細
- ⑪ 繰延資産の明細

(2)負債項目の明細

- ① 未払金及び未払費用の明細
 - 未払金の明細
 - 未払費用の明細
- ② 前受金及び前受収益の明細
 - 前受金の明細
 - 前受収益の明細
- ③ 預り金の明細
- ④ 公債及び借入金の明細
 - 公債の明細
 - 借入金の明細
- ⑤ 引当金の明細
- ⑥ 責任準備金の明細

- ・総務省方式改訂モデルにおける附属明細書の種類は、次のとおりとされている。また、債務負担行為明細表、地方債等明細表、退職手当等引当金明細表などいくつかの様式は、単なる内訳明細にとどまらず、地方公共団体における現下の課題に対応したリスク情報等の開示の観点での工夫がなされている。

- | |
|--|
| 2-1. 有形固定資産明細表 |
| 2-2. 主な施設の状況 |
| 2-3. 売却可能資産の状況 |
| 2-4. 投資及び出資金明細表 |
| 2-5. 貸付金明細表 |
| 2-6. 基金等明細表 |
| 2-7. 長期延滞債権明細表 |
| 2-8. 未収金明細表 |
| 2-9. 債務負担行為明細表 |
| 2-10. 普通会計の将来負担の状況【政省令が公表され次第対応】
⇒ 会計別内訳など注記情報を補足し、どの会計や法人が将来負担に影響しているのかの判断資料を提供する。 |
| 2-11. 固定資産の段階的整備の状況(実施年度のみ) |
| 2-12. 合併団体の状況(合併年度のみ) |
| 5-7. 地方債等明細表 |
| 5-8. 退職手当引当金の状況 |

- ・東京都モデルにおいては、「一般会計有形固定資産及び無形固定資産附属明細書」を作成することとされている。
- ・大阪府モデルにおいては、次に掲げる附属明細表を作成することとされており、貸借対照表に関連するものは、1～6、9、13である。

- | |
|---|
| (1) 固定資産附属明細表 |
| (2) 基金附属明細表 |
| (3) 法人等出資金明細表 |
| (4) 貸付金明細表 |
| (5) 引当金明細表 |
| (6) 地方債明細表 |
| (7) 純資産変動分析表 |
| (8) 地方税内訳附属明細表 |
| (9) 資産及び負債行政目的別一覧表 |
| (10) 収入及び費用行政目的別一覧表 |
| (11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表 |
| (12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表 |
| (13) 売却予定固定資産明細表 |

・地方独立行政法人においては、次に掲げる附属明細書を作成することとされている。

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第 85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第 88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2) たな卸資産の明細
- (3) 有価証券の明細
- (4) 長期貸付金の明細
- (5) 長期借入金の明細
- (6) 引当金の明細
- (7) 資産除去債務の明細
- (8) 保証債務の明細
- (9) 資本金及び資本剰余金の明細
- (10)積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
- (11)運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (12)地方公共団体等からの財源措置の明細
- (13)役員及び職員の給与の明細
- (14)開示すべきセグメント情報
- (15)業務費及び一般管理費の明細（公立大学法人に限る。）
- (16)寄附金の明細（公立大学法人に限る。）
- (17)受託研究の明細（公立大学法人に限る。）
- (18)共同研究の明細（公立大学法人に限る。）
- (19)受託事業等の明細（公立大学法人に限る。）
- (20)科学研究費補助金等の明細（公立大学法人に限る。）
- (21)上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

・財務諸表等規則においては、次に掲げる附属明細表を作成することとされている。

- (1) 有価証券明細表
- (2) 有形固定資産等明細表
- (3) 社債明細表
- (4) 借入金等明細表
- (5) 引当金明細表
- (6) 資産除去債務明細表

また、有価証券報告書において、「主な資産及び負債の内容」を記載することとされている。その内容は、一般的な製造販売業を念頭に、現金及び預金、受取手形及び売掛金、棚卸資産、支払手形及び買掛金、それ以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の 100 分の 5 を超える科目とされている。

○論点整理の考え方

- ・基準モデルでは「附属明細表」、総務省方式改訂モデルでは会社法に準じて「附属明細書」とされているが、名称はどうするか。
- ・附属明細書においては、貸借対照表の勘定科目ごとの内訳表を作成することが想定されるが、開示の有用性や実務負担等を考慮すれば、民間事業会社における財務諸表等規則における附属明細表や有価証券報告書における主な資産及び負債の内容に係る開示の考え方を採用し、それに地方公共団体の特質を踏まえた各モデルにおいて定められている開示項目等をベースに検討すればよいのではないか。

○基準の方向性

- ・名称は「附属明細書」とする。
- ・有形固定資産（行政目的別を含む）、投資及び出資金、基金、貸付金、未収金及び長期延滞債権、地方債、引当金、それ以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目について作成する。

○留意点

- ・特になし。

60. 行政コスト計算書の内訳に関する明細

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

- ・基準モデルにおける行政コスト計算書に係る附属明細表の種類は、次のとおりとされている。

- | |
|----------------|
| (1) 貸倒引当金繰入の明細 |
| (2) 移転支出の明細 |
| ① 他会計への移転支出 |
| ② 補助金等移転支出 |
| ③ 社会保障関係費等移転支出 |
| ④ その他の移転支出 |

- ・総務省方式改訂モデルにおける行政コスト計算書は、性質別と目的別のマトリックス様式となっており、それぞれの観点からの分析等が可能となっている。

行政コスト計算書 〔自 平成〇〇年4月1日 至 平成〇〇年3月31日〕												(単位:千円)		
【経常行政コスト】		歳 領	(構成比率)	生 活 インフラ・ 国 土 保 全	教 育	福 祉	環 境衛 生	産 業 基 因	消 防	銀 術	議 会	支 払 利 直	回 取 不 動 財 産 見 当 上 領	その他の 行政コスト
1	(1) 人件費	0	#DIV/0!											
	(2) 減価償却費	0	#DIV/0!											
	(3) 賞与引当金繰入額	0	#DIV/0!											0
小 計		0	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	0	0			
2	(1) 免代費	0	#DIV/0!											
	(2) 補助金等	0	#DIV/0!											
	(3) 諸借償却費	0	#DIV/0!											
小 計		0	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	0	0			0
3	(1) 社会保険給付	0	#DIV/0!											
	(2) 補助金等	0	#DIV/0!											
	(3) 他会計への支出額	0	#DIV/0!											
4	(4) 他団体への 公共資金整備補助金等	0	#DIV/0!											0
	小 計	0	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	0	0			
	(1) 支払利息	0	#DIV/0!											
5	(2) 回収不能見込計上額	0	#DIV/0!											
	(3) その他行政コスト	0	#DIV/0!											
	小 計	0	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	0	0			0
経 常 行 政 コ 料		0		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(構 成 比 例)														

一般財源 總管組													
1 使 用 料・手 附 料 b	0												
2 分 扱 金・負 責 金・寄 財 金 c	0												
経 常 行 政 コ 料 合 計 d (b + c)	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
d/a	#DIV/0!		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(差引)前経常行政コスト e-a	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ・大阪府モデルにおいては、次に掲げる附属明細表を作成することとされており、行政コスト計算書に関連するものは、10、12である。

- (1) 固定資産附属明細表
- (2) 基金附属明細表
- (3) 法人等出資金明細表
- (4) 貸付金明細表
- (5) 引当金明細表
- (6) 地方債明細表
- (7) 純資産変動分析表
- (8) 地方税内訳附属明細表
- (9) 資産及び負債行政目的別一覧表
- (10) 収入及び費用行政目的別一覧表
- (11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表
- (12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表
- (13) 売却予定固定資産明細表

○論点整理の考え方

- ・基準モデルにおける各移転支出の内訳明細のような詳細レベルの開示は、開示の有用性等も踏まえ、どの程度まで行う必要があるか。（なお、「73.所有外資産」の議論を踏まえ、補助金等の内訳として、資産形成にあたった補助金等分を附属明細書で示すこととする。）
- ・行政コスト計算書の本表の開示は性質別で行うこととされている。通常の予算決算の市民向け広報等においても性質別に加えて行政目的別の説明がなされていること等から、総務省方式改訂モデルにおける行政コスト計算書に準じた行政目的別情報の開示を行うことは、その実績からも有用であるが、「44【行政コスト計算書】配列」の議論（実務負担及び事業別財務書類の作成と連動する議論であること）も踏まえ、有用性と費用対効果を見極めた上で、今後の検討課題としてはどうか。なお、上記のとおり実績もある中で、どのセグメント（行政目的）にどれだけのコストが使われているかを示すことは重要であり、各団体の取組に応じて附属明細書等で表示することを妨げない。

○基準の方向性

- ・補助金等の明細を作成する。

○留意点

- ・特になし。

6 1. 純資産変動計算書の内訳に関する明細

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

- ・基準モデルにおける純資産変動計算書に係る附属明細表の種類は、次のとおりとされている。

- (1) 財源の調達の明細
- (2) 評価・換算差額等の明細

- ・大阪府モデルにおいては、次に掲げる附属明細表を作成することとされており、純資産変動計算書に関連するものは、7、8、10である。

- (1) 固定資産附属明細表
- (2) 基金附属明細表
- (3) 法人等出資金明細表
- (4) 貸付金明細表
- (5) 引当金明細表
- (6) 地方債明細表
- (7) 純資産変動分析表
- (8) 地方税内訳附属明細表
- (9) 資産及び負債行政目的別一覧表
- (10) 収入及び費用行政目的別一覧表
- (11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表
- (12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表
- (13) 売却予定固定資産明細表

○論点整理の考え方

- ・現行の取扱いを踏まえ、財源の明細は作成する。ただし、資産評価差額の明細については、貸借対照表における投資及び出資金等の附属明細書で代替可能と考えられるため、作成不要ではないか。

○基準の方向性

- ・財源の明細を作成する。

○留意点

- ・特になし。

62. 資金収支計算書の内訳に関する明細

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

- ・特になし。

○課題・論点

- ・基準モデルにおける資金収支計算書に係る附属明細表の種類は、資金の明細とされている。
- ・大阪府モデルにおいては、次に掲げる附属明細表を作成することとされており、キャッシュ・フロー計算書に関連するものは、11、12である。

- | |
|---|
| (1) 固定資産附属明細表 |
| (2) 基金附属明細表 |
| (3) 法人等出資金明細表 |
| (4) 貸付金明細表 |
| (5) 引当金明細表 |
| (6) 地方債明細表 |
| (7) 純資産変動分析表 |
| (8) 地方税内訳附属明細表 |
| (9) 資産及び負債行政目的別一覧表 |
| (10) 収入及び費用行政目的別一覧表 |
| (11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表 |
| (12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表 |
| (13) 売却予定固定資産明細表 |

○論点整理の考え方

- ・地方公共団体における作成に要する事務負担と開示の有用性等を踏まえ、行政コスト計算書及び純資産変動計算書と資金収支計算書との相違に係る情報を開示するか。（「69.資金収支計算書における現金収支と発生主義による費用と財源の差額の比較」において整理する。）

○基準の方向性

- ・資金の明細を作成する。

○留意点

- ・特になし。

附属明細書(有形固定資産)

「増減の明細(事業用資産・インフラ資産・物品別かつ区分別)」

区分	前年度末残高 ①	本年度増加額 ②	本年度減少額 ③	本年度末残高 ④=①+②-③	本年度末減価償却累計額 ⑤	本年度償却額 ⑥	差引本年度末残高 ④-⑤
【事業用資産】							
土地							
立木							
建物							
工作物							
機械器具							
その他の事業用資産							
建設仮勘定							
【インフラ資産】							
土地							
建物							
工作物							
その他のインフラ資産							
建設仮勘定							
【物品】							
合計							

「行政目的別情報(事業用資産・インフラ資産・物品別かつ区分別)」

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
【事業用資産】								
土地								
立木								
建物								
工作物								
機械器具								
その他の事業用資産								
建設仮勘定								
【インフラ資産】								
土地								
建物								
工作物								
その他のインフラ資産								
建設仮勘定								
【物品】								
合計								

※行政目的別の区分は、総務省方式改訂モデルの取扱いを例に記載している。
 ※取得価額から減価償却累計額を控除した金額を記載する。

附属明細書(投資及び出資金)

「有価証券」

【満期保有目的のものの増減の明細】

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	償却原価法に基づく増減額	強制評価減	本年度末残高
……						
……						
合計						

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものを区分して記載する。

【市場価格のある有価証券の時価の明細】

銘柄	株式・口数	取得原価	時価	貸借対照表 計上額
……				
……				
合計				

【市場価格のない有価証券の純資産額等の明細】

出資先	出資金額 (取得原価)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	地方公共団体 からの出資額 (E)	純資産額による 算出額 (G=C×F)	貸借対照表 計上額
……								
……								
合計								

「出資金」

【増減の明細】

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
……							
……							
合計							

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものを区分して記載する。

【市場価格のあるものの時価等の明細】

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表 計上額
……				
……				
合計				

出資先	出資金額 (取得原価)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	地方公共団体 からの出資額 (E)	純資産額による 算出額 (G=C×F)	貸借対照表 計上額
……								
……								
合計								

附 屬 明 細 書 (基 金)

【種類別】増減の明細

種類	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度末 減少額	本年度末 残高
財政調整基金				
減債基金				
…				
…				
合計				

【種類別】構成資産別の明細

種類	現金預金	有価証券	土地	その他	合計
財政調整基金					
減債基金					
…					
…					
合計					

附 屬 明 細 書 (貸 付 金)

【貸付先別】増減の明細

貸付先	前年度未残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
…					
…					
その他					
合計					

附属明細書(未収金及び長期延滞債権)

長期延滞債権明細書

未収金明細書

相手先名または種別	貸借対照表価額	貸借対照表価額	徴収不能引当金
【貸付金】			
第三セクター等			
(株)○○			
.....			
その他の貸付金			
○○貸付金			
.....			
小計			
【未収金】			
税等未収金			
固定資産税			
.....			
その他の未収金			
使用料・手数料			
.....			
小計			
合計			

*「38.未収金」に記載のあるイメージをもとに作成している。

相手先名または種別	貸借対照表価額	徴収不能引当金
【貸付金】		
第三セクター等		
(株)○○		
.....		
その他の貸付金		
○○貸付金		
.....		
小計		
【未収金】		
税等未収金		
固定資産税		
.....		
その他の未収金		
使用料・手数料		
.....		
小計		
合計		

附屬明細書(地方債(増減の明細))

【種類別】増減の明細

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
【通常分】				
一般公共事業				
公営住宅建設				
災害復旧				
教育・福祉施設				
一般単独事業				
その他				
【特別分】				
臨時財政対策債				
減税補てん債				
退職手当債				
その他				
			合計	

附属明細書（地方債（利率別・期日別・特定の契約情報））

【利率別】

地方債残高	1.5%以下 2.0%以下	1.5%超 2.5%以下	2.0%超 3.0%以下	2.5%超 3.5%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考) 加重平均 利率

【期日別】

地方債残高	1年以内 2年以内	1年超 3年以内	2年超 4年以内	3年超 5年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超

【特定の契約情報が付された地方債の概要】

特定の契約条項が付された地方債残高	契約条項の概要

附屬明細書(引当金)

【区分別】増減の明細

区分	前年度末残高	本年度増加額 (目的使用)	本年度減少額 (その他)	本年度末残高
				合計
■ ■ ■				
■ ■ ■				
■ ■ ■				
■ ■ ■				
合計				

附属明細書(補助金等)

【明細】

区分	名称	相手先	金額	支出目的
資本的補助金等	固定資産等形成分	…		
	他団体の固定資産等 形成分(所有外資産分)	…		
	経常的補助金等	…		
	その他の経常分	…		
	合計			

附屬明細書(財源)

【明細】

会計	区分	財源の内容	金額
		地方税	
		地方交付税	
		地方譲与税	
		...	
		小計	
		玉庫支出金	
		都道府県等支出金	
		市町村等支出金	
		...	
		小計	
		合計	
一般会計		国県等 補助金	
		...	
特別会計			
		...	

附屬明細書(資金)

【明細】

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
現金				
要求払預金				
短期投資				
...				
合計				

73. 所有外資産

○「中間とりまとめ」における記述

- なお、所有している固定資産のみならず、所有していない固定資産についても、負担金の拠出で対応しているような場合には、当該資産の更新等により、将来的に負担が発生する可能性があることにも留意すべきである。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	<p>【改訂モデル】</p> <p>I. 貸借対照表の作成要領 [注記]</p> <p>1.他団体及び民間への支出金により形成された資産</p> <p>336. 昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費のうち、他団体等に対する補助金・負担金等の累計額とする。</p> <p>337. 用地取得費以外は償却計算を行うものとする。なお、用地取得費が不明な場合は、用地取得費がゼロであるものとする。</p> <p>338. 債却計算の方法、耐用年数等については、有形固定資産と同様とする。 <上の支出金に充当された財源></p> <p>① 国県補助金等</p> <p>339. 昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費のうち他団体等に対する補助金・負担金等に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額とする。</p> <p>340. 用地取得費に充てられたことが明らかな国庫支出金及び県支出金以外は償却を行うものとする。</p> <p>② 地方債</p> <p>341. 公共資産等整備一般財源等の計上において算定された他団体公共資産整備財源分の地方債残高とする。</p> <p>③ 一般財源等</p> <p>342. 「他団体及び民間への支出金により形成された資産計一国県補助金等」により算出された額とする。</p>

※「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」に関するQ&A

問 1-2 土地改良事業では施設の完成後、市町村へ行政財産の無償譲渡を行うが、当該財産は都道府県の固定資産から除外するのか。この場合に、当該事業に係る地方債をどのように取り扱えばいいのか。

答 1 「新地方公会計制度研究会報告書」第 43 及び 44 段落において、資産とは、過去の事象の結果として特定の会計主体が支配するものとされていることを踏まえ、都道府県が譲与した水路、ほ場等の土地改良財産については、市町村や土地改良区等が所有主体かつ管理主体となることから、都道府県の固定資産には含めないことにする。当該事業に係る地方債は負債に計上する。

2 なお、県の貸借対照表の注記欄における「他団体及び民間への支出金により形成された資産」「上の支出金に充当された財源」に当該資産に関する財務情報を計上する。基準モデルによる貸借対照表も総務省方式改訂モデルの注記欄を参考に、上記財務情報を注記することが望ましい。

問 1-3 都道府県が国道の新設を行った場合には、当該道路は都道府県の貸借対照表に計上するのか。

答 1 道路法第 12 条に基づき国道の新設又は改築は国土交通大臣が行うこととされているが、同条ただし書き又は同法附則に基づき、一定の国道の新設又は改築を都道府県が行うことがある。国道の新設又は改築のため取得した敷地等は、いずれの場合においても、道路法第 90 条に基づき国に帰属することとなる。

2 このことから、国土交通省の財務書類では、都道府県が新設又は改築を行った国道も含めて、国道はすべて同省の貸借対照表上に計上されている。

3 従って、都道府県の固定資産に国道は含めないこととし、県の貸借対照表の注記欄における「他団体及び民間への支出金により形成された資産」「上の支出金に充当された財源」に当該資産に関する財務情報を計上する。基準モデルによる貸借対照表も総務省方式改訂モデルの注記欄を参考に、上記財務情報を注記することが望ましい。

○課題・論点

- ・総務省方式改訂モデルにおいて注記を求め、基準モデルにおいて注記することが望ましいとされてきた対象となる補助金等を財源として整備された固定資産については、「中間とりまとめ」において指摘されている「当該資産の更新等により、将来的に負担が発生する可能性がある」ものと、民間事業者が整備する社会福祉施設のように当該資産の更新等が行われる際に、将来的に負担が発生する可能性が低いものとが混在する。
- ・これらは、補助金の支給等を通じて、住民サービスの提供が行われているものではあるが、いずれも地方公共団体の所有する資産ではなく、また施設利用権のように権利を有するものでもない。
- ・一方で、これらの財源として地方債が充当されている場合には、支出額が資産計上されず、支出年度に費用処理されるため、所有外資産によって複数年度にわたり住民サービスの提供が行われているものの、地方債の償還が終了するまで負債のみが貸借対照表に計上されることとなる。
- ・台帳部会において、所有資産についての台帳整備が進んでいない現時点では、所有外資産についても台帳整備を進めることは、いたずらに地方公共団体の負担を増加させることにつながるため、早期の台帳整備を進める観点からは優先順位は低いのではないかとの意見が出ている。
- ・東京都会計基準においては、「貸借対照表には、東京都が所有する財産（換金価値のある実物財産及び法的権利）及び東京都が負担する法律上の債務だけでなく、発生主義会計に基づく「資産」及び「負債」を計上する。」とされている。

○論点整理の考え方

- ・所有資産に係る早期の台帳整備を優先すべきこと、「将来の経済的便益またはサービス提供能力が期待されるもの」ではあるが「地方公共団体が支配する資源」とは言い難いことから、資産として計上しないこととしてはどうか。
- ・一方で、自ら資産を所有せず民間事業者等に補助金等を支給して施設整備を委ねる施策を講じる地方公共団体があること、他の公的主体（国・都道府県・市区町村）への負担金の拠出により施設整備を行うとともに後年度の更新等の際にも負担金の拠出が求められる可能性があることから、それらの金額がどの程度あるのかを開示することは有用であると考えられる。
- ・ただし、台帳整備を想定した個別的な把握は困難であることから、実務の実施可能性を踏まえ、当該年度の補助金等の内訳として、資産形成にあたった補助金等分を行政コスト計算書の附属明細書に表示することとしてはどうか。

○基準の方向性

- ・所有外資産（他団体及び民間への補助金等により整備された資産）については、実務の実施可能性を踏まえ、当該年度の補助金等の内訳として、資産形成にあたった補助金等分を行政コスト計算書の附属明細書に表示する。

○留意点

- ・特になし。

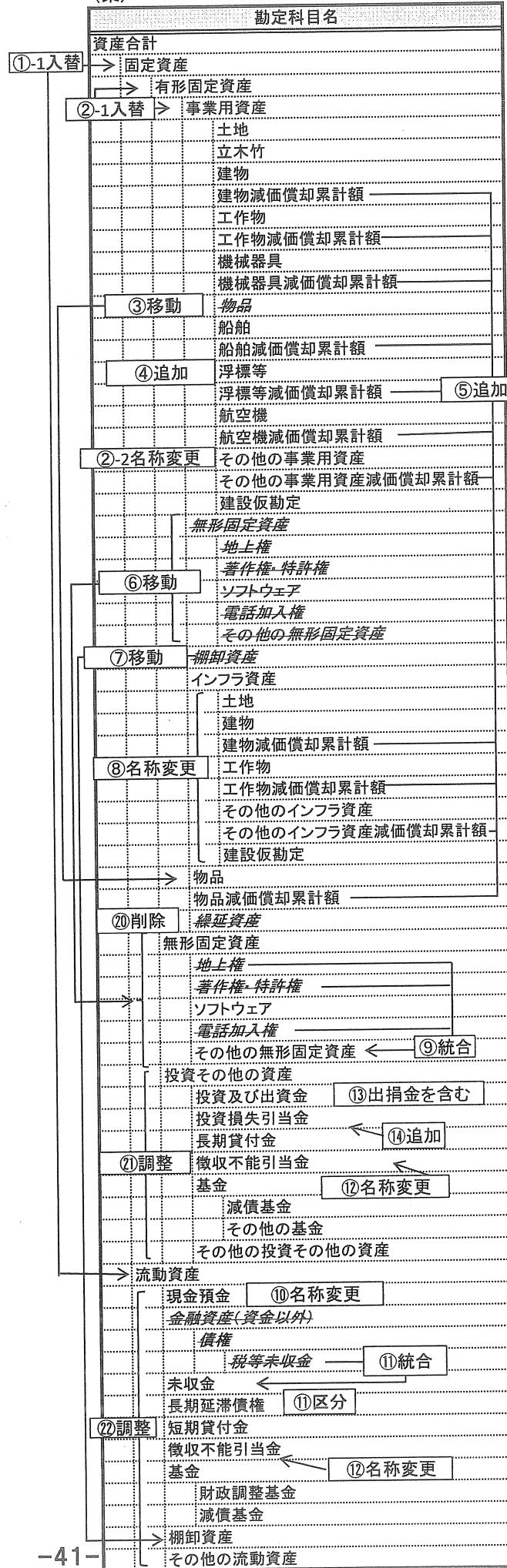
「勘定科目」(貸借対照表)

資料8(抜粹)

(参考:基準モデル)

勘定科目名	
資産合計	
1. 金融資産	
資金	
金融資産(資金以外)	
債権	
税等未収金	
未収金	
貸付金	
その他の債権	
(控除)貸倒引当金	
有価証券	
投資等	
出資金	
基金・積立金	
財政調整基金	
減債基金	
その他の基金・積立金	
その他の投資	
2. 非金融資産	
事業用資産	
有形固定資産	
土地	
立木竹	
建物	
工作物	
機械器具	
物品	
船舶	
航空機	
その他の有形固定資産	
建設仮勘定	
無形固定資産	
地上権	
著作権・特許権	
ソフトウェア	
電話加入権	
その他の無形固定資産	
棚卸資産	
インフラ資産	
公共用財産用地	
公共用財産施設	
その他の公共用財産	
公共用財産建設仮勘定	
繰延資産	

(案)



(参考:基準モデル)

勘定科目名	
負債・純資産合計	
負債合計	
1. 流動負債	
未払金及び未払費用	
前受金及び前受収益	
引当金	
賞与引当金	
預り金(保管金等)	
公債(短期)	
短期借入金	
その他の流動負債	
2. 非流動負債	
公債	
借入金	
責任準備金	
引当金	
退職給付引当金	
損失補償等引当金	
その他の引当金	
その他の非流動負債	
純資産合計	
財源	
資産形成充当財源(調達源泉別)	
税収	
社会保険料	
移転収入	
公債等	
その他の財源の調達	
評価・換算差額等	
その他の純資産	
開始時未分析残高	
その他純資産	

(案)

勘定科目名	
負債・純資産合計	
負債合計	
①-2入替 → 固定負債	
地方債	⑯-1名称変更
借入金	
責任準備金	⑰-1削除・追加
長期未払金	
引当金	
退職手当引当金	⑯名称変更
損失補償等引当金	
その他の引当金	
その他の固定負債	
⑪-1個別表示	
⑫移動	
⑬調整	
流动負債	
1年内償還予定地方債(短期)	
未払金及び未払費用	
未払金	
未払費用	
前受金及び前受収益	
前受金	
前受収益	
引当金	
賞与等引当金	⑭名称変更
預り金	
地方債(短期)	⑮-2名称変更
短期借入金	⑯-2削除
その他の流動負債	
純資産合計	
財源	
資産形成充当財源(調達源泉別)	
税収	
社会保険料	
移転収入	
公債等	
その他の財源の調達	
評価・換算差額等	
その他の純資産	
開始時未分析残高	
その他純資産	
固定資産等形成分	
余剰分(不足分)	
⑯調整	

「勘定科目」(行政コスト計算書)

(参考:基準モデル)

勘定科目名	
純経常費用(純行政コスト)	
1. 経常費用(純行政コスト)	
経常業務費用	
人件費	
議員歳費	
職員給料	
賞与引当金繰入	
退職給付費用	
その他の人件費	
物件費	
消耗品費	
維持補修費	
減価償却費	
その他の物件費	
経費	
業務費	
委託費	
貸倒引当金繰入	
その他の経費	
業務関連費用	
公債費(利払分)	
借入金支払利息	
資産売却損	
その他の業務関連費用	
移転支出	
他会計への移転支出	
補助金等移転支出	
社会保障関係費等移転支出	
その他の移転支出	
2. 経常収益	
経常業務収益	
業務収益	
自己収入	
その他の業務収益	
業務関連収益	
受取利息等	
資産売却益	
その他の業務関連収益	

(参考:改訂モデル)

勘定科目名	
【経常行政コスト】	
1 人件費	
退職手当引当金繰入等	
賞与引当金繰入額	
小 計	
2 物件費	
維持補修費	
減価償却費	
小 計	
3 社会保障給付	
補助金等	
4 他会計等への支出額	
他団体への公共資産整備補助金等	
小 計	
支払利息	
回収不能見込計上額	
その他行政コスト	
小 計	
経常行政コスト a	
【経常収益】	
1 使用料・手数料 b	
2 分担金・負担金・寄附金 c	
経常収益合計(b+c) d	
(差引)純経常行政コスト a-d	

(案)

勘定科目名	
純行政コスト	
費用	
経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	
賞与等引当金繰入	
退職手当引当金繰入	
その他	
物件費等	
物件費	
維持補修費	
減価償却費	
その他	
その他の業務費用	
支払利息	
徴収不能引当金繰入	
その他	
移転費用	
補助金等	
社会保障給付	
他会計への繰出金	
その他	
臨時損失	
災害復旧事業費	
資産除売却損	
投資損失引当金繰入	
損失補償等引当金繰入	
その他	
収益	
経常収益	
使用料及び手数料	
その他	
臨時利益	
資産売却益	
その他	

「勘定科目」(純資産変動計算書)

(参考:基準モデル)

勘定科目名	
当期末残高	
前期末残高	
当期変動額	
1. 財源変動の部	
財源の使途	
純経常費用への財源措置	
固定資産形成への財源措置	
事業用資産形成への財源措置	
インフラ資産形成への財源措置	
長期金融資産形成への財源措置	
その他の財源の使途	
直接資本減耗	
その他財源措置	
財源の調達	
税収	
社会保険料	
移転収入	
他会計からの移転収入	
補助金等移転収入	
国庫支出金	
都道府県等支出金	
市町村等支出金	
その他の移転収入	
その他の財源の調達	
固定資産売却収入(元本分)	
長期金融資産償還収入(元本分)	
その他財源調達	
2. 資産形成充当財源変動の部	
固定資産の変動	
固定資産の減少	
減価償却費・直接資本減耗相当額	
除売却相当額	
固定資産の増加	
固定資産形成	
無償所管換等	
長期金融資産の変動	
長期金融資産の減少	
長期金融資産の増加	
評価・換算差額等の変動	
評価・換算差額等の減少	
再評価損	
その他評価額等減少	
評価・換算差額等の増加	
再評価益	
その他評価額等増加	
3. その他の純資産変動の部	
開始時未分析残高	
その他純資産の変動	
その他純資産の減少	
その他純資産の増加	

(参考:改訂モデル)

勘定科目名	
期首純資産残高	
1. 純経常行政コスト	
2. 一般財源	
地方税	
地方交付税	
その他行政コスト充当財源	
3. 補助金等受入	
4. 臨時損益	
災害復旧事業費	
公共資産除売却損益	
投資損失	
5. 科目振替	
公共資産整備への財源投入	
公共資産処分による財源増	
貸付金・出資金等への財源投入	
貸付金・出資金等の回収等による財源増	
減価償却による財源増	
地方債償還に伴う財源振替	
6. 資産評価替えによる変動額	
7. 無償受贈資産受入	
8. その他	
期末純資産残高	

(案)

勘定科目名	
期首純資産残高	
純行政コスト(△)	
財源	
税収等	
国県等補助金	
当期差額	
固定資産等の変動	
固定資産の増加	
固定資産の減少	
貸付金・基金等の増加	
貸付金・基金等の減少	
資産評価差額	
無償所管換等	
その他	
当年度純資産変動額	
期末純資産残高	

※「固定資産等形成分」と「余剰分(不足分)」の区分については、別途補助科目を設定する。

「勘定科目」(資金収支計算書)

(参考:基準モデル)

勘定科目名	
期末資金残高	
期首資金残高	
当期資金収支額	
基礎的財政収支	
1. 経常的収支	
経常的支出	
経常業務費用支出	
人件費支出	
物件費支出	
経費支出	
業務関連費用支出	
移転支出	
他会計への移転支出	
補助金等移転支出	
社会保障関係費等移転支出	
その他の移転支出	
経常的収入	
租税収入	
社会保険料収入	
経常業務収益収入	
業務収益収入	
業務関連収益収入	
移転収入	
他会計からの移転収入	
補助金等移転収入	
その他の移転収入	
2. 資本的収支	
資本的支出	
固定資産形成支出	
長期金融資産形成支出	
その他の資本形成支出	
資本的収入	
固定資産売却収入	
長期金融資産償還収入	
その他の資本処分収入	
3. 財務的収支	
財務的支出	
支払利息支出	
公債費(利払分)支出	
借入金支払利息支出	
元本償還支出	
公債費(元本分)支出	
公債(短期)元本償還支出	
公債元本償還支出	
借入金元本償還支出	
短期借入金元本償還支出	
借入金元本償還支出	
その他の元本償還支出	
財務的収入	
公債発行収入	
公債(短期)発行収入	
公債発行収入	
借入金収入	
短期借入金収入	
借入金収入	
その他の財務的収入	

(参考:改訂モデル)

勘定科目名	
1. 経常的収支の部	
人件費	
物件費	
社会保障給付	
補助金等	
支払利息	
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	
その他支出	
支出合計	
地方税	
地方交付税	
国県補助金等	
使用料・手数料	
分担金・負担金・寄附金	
諸収入	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収入合計	
経常的収支額	
2. 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	
公共資産整備補助金等支出	
他会計等への建設費充当財源繰出支出	
支出合計	
国県補助金等	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収入合計	
公共資産整備収支額	
3. 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	
貸付金	
基金積立額	
定額運用基金への繰出支出	
他会計等への公債費充当財源繰出支出	
地方債償還額	
支出合計	
国県補助金等	
貸付金回収額	
基金取崩額	
地方債発行額	
公共資産等売却収入	
その他収入	
収入合計	
投資・財務的収支額	
当年度歳計現金増減額	
期首歳計現金残高	
期末歳計現金残高	

(案)

勘定科目名	
業務活動	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	
物件費等支出	
支払利息支出	
その他の支出	
移転費用支出	
補助金等支出	
社会保障給付支出	
他会計への繰出支出	
その他の支出	
業務収入	
税収等収入	
国県等補助金収入	
使用料及び手数料収入	
その他の収入	
臨時支出	
災害復旧事業費支出	
その他の支出	
臨時収入	
投資活動	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	
基金積立金支出	
投資及び出資金支出	
貸付金支出	
その他の支出	
投資活動収入	
国県等補助金収入	
基金取崩収入	
貸付金元金回収収入	
資産売却収入	
その他の収入	
財務活動	
財務活動支出	
地方債償還支出	
その他の支出	
財務活動収入	
地方債発行収入	
その他の収入	

注記及び附属明細書の取扱い

項目	全体	財務書類			
		貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書
注記	<p>○重要な会計方針 -固定資産の評価基準及び評価方法(順序変更・無形固定資産を含む) -有価証券等の評価基準及び評価方法 -固定資産の減価償却の方法 -引当金の計上基準及び算定方法 -リース取引の処理方法 -資金収支計算書における資金の範囲 -その他財務書類作成のための基本となる重要な事項</p> <p>○重要な会計方針の変更等 -会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容 -表示方法を変更した場合には、その内容 -資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容</p> <p>○重要な後発事象 -主要な業務の改廃 -組織・機構の大幅な変更 -地方財政制度の大幅な改正 -重大な災害等の発生 -その他重要な後発事象</p> <p>○偶発債務 -保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額と未計上額)) -係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの -その他主要な偶発債務</p> <p>○追加情報 -対象範囲(対象とする会計名) -一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異 -出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨 -表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、かかる四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨 -地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況 -利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 -繰越事業に係る将来の支出予定額 -その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項</p>	<p>○追加情報 -純資産における固定資産等形成成分の内容(地方債の充当額) -減債基金に係る積立不足の有無と不足額 -減価償却について直接法を採用した場合、当該各形固定資産の科目別又は一括による減価償却累計額 -売却可能資産に係る資産科目別の金額とその範囲 -地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 -基金借入金の内訳 -地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 -将来負担に関する情報(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の算定要素)</p>			<p>○追加情報 -重要な非資金取引 -基礎的財政収支 -既存の決算情報との関連性(全体の「○追記情報」で示している「一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」は除く) -資金収支計算書の業務活動収支差額と純資産変動計算書の当期差額との差額の内訳 -一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額、実績額及び利子の金額</p>
附属明細書		<p>・有形固定資産(【事業用資産・インフラ資産・物品別かつ区分別】増減の明細、行政目的別情報) -投資及び出資金(有価証券:満期保有目的のものの増減の明細、満期保有目的以外のものの増減の明細、市場価格のある有価証券の時価等の明細、市場価格のない有価証券の純資産額等の明細 出資金:増減の明細、市場価格のあるものの時価等の明細、市場価格のないものの純資産額等の明細) -基金(【種類別】増減の明細、構成資産別の明細) -貸付金(【貸付先別】増減の明細) -未収金及び長期延滞債権(【内容別】残高の明細) -地方債(【種類別】増減の明細(特別分の額、利率別・期日別・特定の契約情報が付された地方債の概要を含む)) -引当金(【区分別】増減の明細) -上記以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目</p>	<p>・補助金等の明細(資産形成にあたったものかの内訳)</p>	<p>・財源の明細</p>	<p>・資金の明細</p>
その他					<p>・歳計外現金(収入総額、支出総額、期末残高)(本表の欄外注記)</p>